

平成30年度旭川市農業委員会第5回定例農地部会議事録

- 1 開催日 平成30年8月24日（金曜日）
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時45分閉会
- 3 開催場所 旭川市6条通9丁目 旭川市総合庁舎議会棟2階 第1委員会室
- 4 出席委員 19名
1番・宿谷 昌一 2番・鷺尾 勲 3番・川上 和幸 4番・山口 喜松
5番・一宮 敏昭 6番・鹿野 直子 7番・松木 一幸 8番・笹田 文彦
9番・清水 利秋 10番・高倉 伸淳 11番・石尾 卓也 12番・滝川 岳雪
13番・宮嶋 睦子 14番・平 克洋 15番・吉田 清 16番・波能 隆
17番・柿木 和恵 18番・鈴木 剛 19番・幅崎 勝良
- 5 欠席委員 なし
- 6 会議出席 津村 事務局 長 井上 農地係 主査 清原 農地係 主査
事務局職員 長根 農地係 主任 石山 農地係 主任 荒 農地係 主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録 9番・清水 利秋 10番・高倉 伸淳
署名委員
- 9 議事内容
 (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 (4) 議案第4号 現地目証明願について
 (5) 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画
 (案)に対する意見について
 (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 (7) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 (8) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について
- 10 議事録本紙

○議長（鈴木 剛） ただいまから、平成30年度旭川市農業委員会第5回定例農地部会を開会いたします。

本日の出席委員数は19名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。

それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

9番清水委員、10番高倉委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

また、会議につきまして、発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（鈴木 剛） それでは、議事に入ります。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（清原 主査） 事務局。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転が、東旭川地区で2件、東鷹栖地区で1件、江神地区で1件、の計4件でございます。

それでは、内容について御説明いたします。

番号1番ないし4番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。

お手元にある農地法第3条調査書のとおり、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。

番号1番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人が買入れ、譲受人が経営の安定を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしく願いいたします。

○委員（石尾 卓也） はい、11番石尾です。

番号2番につきましては、譲渡人が高齢のため所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしく願いいたします。

○委員（松木 一幸） はい、7番松木です。

3番につきましては、譲渡人が老齢のため、所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしく願いいたします。

○委員（一宮 敏昭） はい、5番一宮です。

番号4番につきましては、譲渡人が稼働力不足のため、所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 剛） それでは、番号1番ないし4番について、審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第1号異議なしと認め、許可することに決定いたします。

-
- 議長（鈴木 剛） 続きます、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（井上 主査） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
では、議案第2号資料の位置図、土地利用計画図及び意見書案を御覧ください。
まず、位置図を御覧ください。
申請地は、東鷹栖支所から北西方向へ4.2kmのところのところに位置します。
次に、位置図と合わせて土地利用計画図を御覧ください。
農地区分につきましては、市街化調整区域内において、概ね10ha以上の規模となる一団の農地の区域内にあり、高性能農業機械による営農に適している農地として区分されることから、甲種農地と判断されます。
次に、許可基準について御説明いたします。
次ページの資料、意見書を御覧ください。
甲種農地の転用は原則として許可することができないこととなっておりますが、農地法施行令第4条第1項第2号へ（6）に「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているもの）」とあり、農地法施行規則第38条に「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用」に係る例外規定があり、本申請は本市の農業振興地域整備計画に沿って行われるものであります。
転用の確実性につきましては、資金計画上、金融機関の残高証明書及び借入申込証明書の提出があり支障がないと思われまます。
転用計画面積につきましては、土地利用計画図から妥当な面積であると思われまます。
転用が行われることによる周辺の農地等に係る営農条件への影響については、適切な被害防除施設の計画があり支障がないと思われまます。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（川上 和幸） はい、3番川上です。
1番につきましては、親から子に農地の使用貸借権を設定して子が農家住宅を建設し、より農業に精力的に従事するというので、問題がないと考えますので、よろしくをお願いします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号1番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第2号異議なしと認め、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

-
- 議長（鈴木 剛） 続きます、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。

御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転につきましては、永山地区の3件でございます。

賃借権等設定につきましては、8件あり、地区ごとの件数といたしましては、江神地区が1件、東旭川地区が7件となっております。

集積面積は、24haでございます。

内容について御説明いたします。

所有権移転の3件につきましては、あっせんによる売買が1件と、農地売買支援事業によるものが2件となっております。

賃借権等設定8件の内訳につきましては、新規賃借権設定案件が2件、賃借権の期間更新案件が5件、借主変更案件が1件となっております。

これらの計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1項に規定している旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（宿谷 昌一） はい、1番宿谷です。

所有権移転の番号1番から3番までについて説明いたします。

1番につきましては、譲受人が、あっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図るということで、問題ないと考えます。

また、2番及び3番の案件につきましては、譲受人は、農業公社から農地を借り受けして耕作していましたが、早期買入に伴い譲渡を受けるものであり、問題ないと考えますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転番号1番ないし3番、賃借権等設定番号1番ないし8番について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第3号異議なしと認め、計画を決定いたします。

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。

日程第4議案第4号「現地目証明願について」御説明いたします。

東鷹栖地区で1件、東旭川地区で1件、合計2件の願い出があり、願出地の所在地区を担当する調査委員が現地確認をした結果は、表中程にあります現地調査欄に記載の利用状況となっております。

現地目証明事務処理要領第9条に基づき提案いたしますので、御審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（山口 喜松） はい、4番山口です。

1番について補足説明します。

1番の土地については、従前から雑種地でありましたので、農採地以外と判断しましたので、よろしくお願いします。

○委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。

2番について補足説明します。

2番の土地については、以前から雑種地でありましたので、農採地以外と判断しましたので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木 剛） それでは、議案第4号について審議願ひます。御意見、御質問ございせんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので、議案第4号「異議なし」と認め、証明することに決定いたします。

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第5議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（石山 主任） 事務局。

日程第5議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について」御説明いたします。

本件につきましては、農業公社から借主へ農地中間管理事業の実施として賃借権を設定する計画案2件です。

それでは、内容について御説明いたします。

番号1番及び番号2番につきましては、従前の借受人が法人を設立したことにより、借主変更を行うため、借受人へ賃借権の設定を行うものであります。

いずれの計画案につきましても、賃借権設定期間の始期は、北海道知事の認可公告がなされてから、これは予定では平成30年10月12日となっております。

配付しました資料1ページをご覧ください。農地中間管理事業において農地を借り受けることができるものは、農地中間管理機構へ借受希望者として登録された者の中から、農地中間管理事業規定第9条に基づき決定することとされており、本計画案につきましては、いずれも基本原則に則り、優先順位によって借受人を選定されております。

いずれの計画案の内容につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び農地中間管理事業規定第9条に適合しており、適正なものであると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願ひします。

○委員（石尾 卓也） はい、11番石尾です。

1番及び2番について補足説明します。

いずれの案件につきましても、議案に記載してありますとおり、借受希望者を選定するもので、地区としても問題ないと考えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木 剛） それでは、議案第5号について審議願ひます。

御意見、御質問ございせんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございせんので、議案第5号「異議なし」と認め、農用地利用配分計画案は適正であると決定いたします。

○議長（鈴木 剛） 引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」であります。これにつきましては、既に専決処理をしたものであります。

で報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（清原 主査） 事務局。

日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、東旭川地区で4件、東鷹栖地区で2件、永山地区で1件、合計7件の届出があり、届出の内訳としましては、全て相続による取得でございます。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告をいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。
○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第1号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。

日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」は、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で1件、神居地区で1件、東旭川地区で4件、合計6件あり、これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。
○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第2号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第8報告第3号「農地所有適格法人の報告について」事務局から説明いたします。

○事務局（石山 主任） 事務局。

日程第8報告第3号「農地所有適格法人の報告について」御説明いたします。

本件につきまして報告書の提出があった法人は、1番から3番までの3法人でございます。これらの法人につきまして別添資料「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件の全てを満たしていることを確認いたしました。

また、資料末尾にお示しした2法人について、期限までに報告書の提出がなかったため、7月27日付けで督促の通知を送りました。

このうち、2番の法人につきましては、その後報告書が提出されましたので、要件を確認し、本日報告したところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。
○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第3号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 以上で本日の提出議案の審議を全て終了いたします。

これをもちまして、平成30年度旭川市農業委員会第5回定例農地部会を閉会いたします。